

# 平成27年度 認定実務実習指導薬剤師養成講習会（更新講習：講座力）開催案内

関係各位

薬学教育6年制に伴い、平成22年度より長期実務実習が開始され、関係機関・団体が連携し認定実務実習指導薬剤師の養成が行われているところですが、認定実務実習指導薬剤師の認定は平成22年4月より開始され、認定期間は6年間とされており、認定有効期限が平成28年3月31日までとなります。

そのため日本薬剤師研修センターでは、関係諸規程を定めると共に、更新講習の講座力の実施をいたします。

当会といたしましては、下記のとおり更新講習会を開催する運びとなりましたのでご案内申し上げます。

つきましては、受講希望の方は裏面にございます申込書に必要事項を記入の上、9月7日（月）までに、北海道地区調整機構事務局までFAX（011-831-2412）にてお申込お願いいたします。

また、定員になり次第、締切りとさせていただきますので、定員に達した場合には、お断りのご連絡をさせていただきます。必ずご連絡先の記載をお願いいたします。

標記講習会の開催について下記のとおりご案内いたしますので、対象となる認定実務実習指導薬剤師におかれましては受講くださいますようお願いいたします。

記

- 主 催 北海道地区調整機構
- 共 催 北海道薬剤師会、北海道病院薬剤師会

## 平成27年度 認定実務実習指導薬剤師養成講習会（更新講習：講座力）

講座：カ「改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムと新しい実務実習、薬剤師に求められる基本的資質（平成27年版）」50分				
日時 小樽会場	平成27年 9月26日（土） スズケン小樽支店 会議室	15：00～ 〒047-0007	（受付14：30～） 小樽市港町8番5号	【定員60名】 TEL：0134-27-2215
日時 旭川会場	平成27年 9月26日（土） 旭川薬剤師会館 3階研修室	19：00～ 〒070-0029	（受付18：30～） 旭川市金星町1丁目2-15	【定員80名】 TEL：0166-20-1101 ※駐車場はございません。交通機関のご利用をお願いします。
日時 函館会場	平成27年10月18日（日） モロオ函館支店 会議室	13：00～ 〒040-0075	（受付12：30～） 函館市万代町20-3	【定員100名】 TEL：0138-45-6300
	平成27年10月22日（木） モロオ函館支店 会議室	19：00～ 〒040-0075	（受付18：30～） 函館市万代町20-3	【定員100名】 TEL：0138-45-6300
日時 空知会場	平成27年10月 4日（日） 砂川市立病院 多目的ホール	10：00～ 〒073-0164	（受付 9：30～） 砂川市西4条北3丁目1-1	【定員60名】 TEL：0125-54-2131
日時 釧路会場	平成27年10月 3日（土） 釧路市生涯学習センター まなぼつと幣舞	15：00～ 〒085-0836	（受付14：30～） 釧路市幣舞町4番28号	【定員40名】 TEL：0154-41-8181
	平成27年10月31日（土） 釧路市生涯学習センター まなぼつと幣舞	15：00～ 〒085-0836	（受付14：30～） 釧路市幣舞町4番28号	【定員40名】 TEL：0154-41-8181
日時 十勝会場	平成27年11月 8日（日） 北海道新聞帯広支社 道新ホール	16：00～ 〒080-0014	（受付15：30～） 帯広市西4条南9丁目1	【定員100名】 TEL：0155-24-2262 ※駐車場はございません。交通機関のご利用又は、近隣有料/パーキングにてお願い致します。

1. 受講料：（カ）500円
2. 受講証は、終了時に交付しますが、遅刻・途中退席は、受講証をお渡しできません。
3. 定員については、各会場により異なります。
4. プログラム（受付時間は講義開始前30分間）

### 更新講習対象者

- ・認定期間は証発行日から6年間有効。認定登録日が2010年4月1日より前の登録日の方が対象です。なお、認定有効期限については、2016年3月31日までです。（認定開始日から5年以上経過された方も受講は出来ます。）
- ・認定有効期間は認定証に記載されています。認定期限がご不明な方は、日本薬剤師研修センターホームページに掲載している認定実務実習指導薬剤師名簿でご確認下さい。 < [http://www.jpec.or.jp/nintei/nintejitumu/certified\\_list.html](http://www.jpec.or.jp/nintei/nintejitumu/certified_list.html) >

平成27年度認定実務実習指導薬剤師養成講習会(力)申込書

【講座：力】 ※参加を希望される会場に  をつけてください。

- 小樽地区 ( 9 / 26 ) 15:00～ スズケン小樽支店 会議室
- 旭川地区 ( 9 / 26 ) 19:00～ 旭川薬剤師会館 研修室
- 函館地区 ( 10 / 18 ) 13:00～ モロ才函館支店 会議室
- 函館地区 ( 10 / 22 ) 19:00～ モロ才函館支店 会議室
- 空知地区 ( 10 / 4 ) 10:00～ 砂川市立病院 多目的ホール
- 釧路地区 ( 10 / 3 ) 15:00～ 釧路市生涯学習センター まなぼっと幣舞
- 釧路地区 ( 10 / 31 ) 15:00～ 釧路市生涯学習センター まなぼっと幣舞
- 十勝地区 ( 11 / 8 ) 16:00～ 北海道新聞帯広支社 道新ホール

参加者氏名： \_\_\_\_\_ ※(ふりがな)

施設名： \_\_\_\_\_ 認定番号

電話： \_\_\_\_\_ F A X： \_\_\_\_\_

※北海道薬剤師会・北海道病院薬剤師会の( 会員 ・ 非会員 )

※ 受付の際にお名前を伺いますので必ずふりがなを記載してください。  
※(必ずどちらかに○を記入)

# 認定実務実習指導薬剤師制度の認定更新

(一社) 薬学教育協議会北海道地区調整機構

6年制薬学教育制度下の薬学生に対して、医療の現場における実務実習の際に指導に当たることのできる薬剤師の認定制度である、「認定実務実習指導薬剤師」の初めての認定更新が行われます。

## 1. 更新対象者

- 認定証発行日から6年間となっており、認定登録日が2010年4月1日より前の方の認定有効期限は2016年3月31日です。  
認定有効期間は認定証に記載されております。認定有効期間がご不明な方は日本薬剤師研修センターホームページに掲載している名簿にてご確認下さい。

## 2. 更新の条件

- 指導実績や勤務状況、更新講習(力)を受講することが求められています。

## 3. 更新申請（日本薬剤師研修センターへ提出）

- 更新申請書
- 更新講習(力)の受講証明書
- 履歴書
- 返信用葉書
- 更新申請料振込明細の写し（5,143円）

更新講習(力)（8月より道内各地で開催予定）のご案内は今後当機構ホームページなどでお知らせいたします。

また、指導薬剤師名簿や更新条件、提出書類などについては日本薬剤師研修センターホームページにて詳細をご確認ください。

[http://www.jpec.or.jp/nintei/ninteijitumu/certified\\_list.html](http://www.jpec.or.jp/nintei/ninteijitumu/certified_list.html)

■■■■ 殿

## 認定実務実習指導薬剤師認定通知書

貴殿から申請された認定実務実習指導薬剤師について、審査の結果下記の通り認定し、(財)日本薬剤師研修センター認定実務実習指導薬剤師名簿に登録したことをお知らせ致します。

審査年月日 平成21年2月25日

認定番号 実習指導第 ■■■■ 号

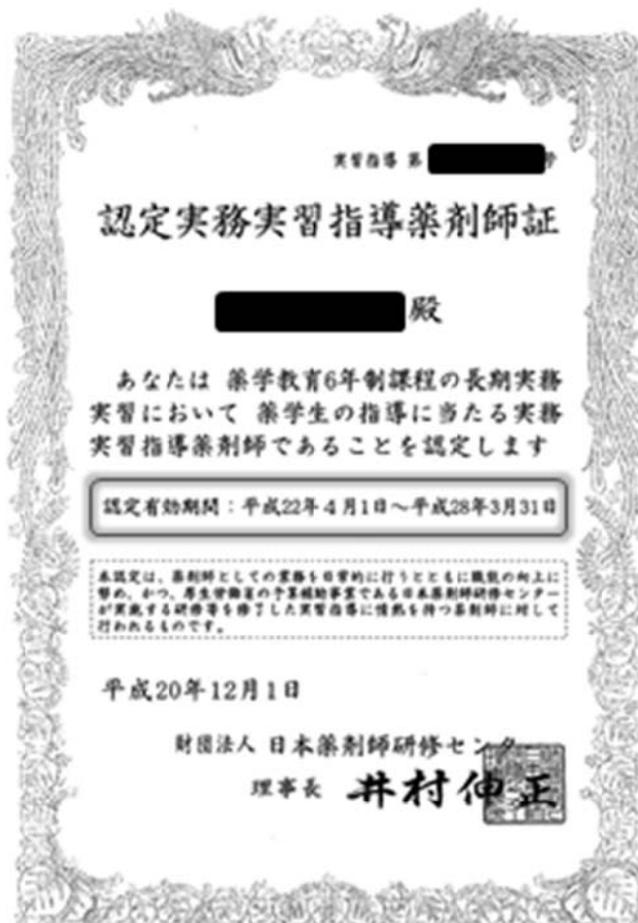
認定有効期間 平成22年4月1日から6年間

### 注意

- 1) 申請時に認定証の発行を希望された方には後日交付します。
- 2) 認定者は(財)日本薬剤師研修センターホームページに、氏名、認定番号、認定年月日を公表します。

平成21年2月25日  
(財)日本薬剤師研修センター  
理事長 井村伸正

〒107-0052 港区赤坂一丁目9-13 三會堂ビル6階



## 認定実務実習指導薬剤師の更新申請

(平成27年5月1日から受付)

### (1) 更新の条件

- ① 6年間の認定期間中に、実務実習生の指導実績が1例以上  
\* 指導実績がない場合は理由等書類提出 ⇒ 認定委員会が個別審査
- ② 勤務状況に関し、次のア、イ、ウ全てを満たすこと  
ア 現に実務に従事していること  
イ 6年間の認定期間中のいずれかの時点で3年以上継続的に病院又は薬局に勤務していること  
ウ 更新申請の直近1年以上継続的に病院又は薬局に勤務していること
- ③ 更新講習(講座名:講座力)を受講していること(平成27年4月1日より開始)  
\* 更新講習を受講できる者は、認定日から5年以上経過した者

### (2) 公益財団法人日本薬剤師研修センターへの更新申請提出書類

- ① 更新申請書(別紙様式)
- ② 更新講習の受講証明書(正本)
- ③ 履歴書(別紙様式)
- ④ 返信用通常はがき(認定通知書用)
- ⑤ 更新申請料振込明細の写し

### (3) 更新に係る特例等

- ① 上記(1)①のただし書きにより書類を提出した者であって、個別審査によって更新された者は、更新後の6年間の認定期間中に指導実績がない場合、その次の更新申請をすることができない。
- ② 認定期間終了時に更新の条件が満たされていないために、更新申請を行うことができなかった者が、認定期間終了後2年以内に更新の条件をすべて満たすこととなった場合は、更新申請としての手続きをすることができる。ただし、この更新の有効期間の起算日は、通常の更新がなされたとした場合の起算日とする。